

## 『うるま市における居住環境の維持及び向上に関する基準』

認定を受けようとする住宅等は、居住環境の維持及び向上に配慮されたものであるために、以下の全ての基準を満たす必要があります。認定申請をする前に、下記の区域に該当するか、基準を満たしているかを沖縄県の『長期優良住宅事前確認票』にご記入の上、添付をお願いします。

### 1. 地区計画について【申請される住宅等が地区計画等の区域内にある場合】

該当する地区計画等に定められた建築物に関する事項に適合しない場合は、原則として認定できません。

- 1) 安慶名地区地区計画
- 2) 石川西地区地区計画
- 3) 石川南地区地区計画
- 4) 下原地区地区計画

### 2. 景観計画について【うるま市全域対象】

景観計画に定められた届出対象となる住宅について、該当する区域に定められた建築物に関する事項（高さ、外壁の色、緑化等）に適合しない場合は、原則として認定できません。

### 3. 景観地区について【申請される住宅が景観地区内にある場合】

景観地区に定められた認定対象となる住宅について、該当する区域に定められた建築物に関する事項に適合しない場合は、原則として認定できません。

- 1) 勝連南風原景観地区
- 2) 勝連浜比嘉景観地区

### 4. 建築協定について【申請される住宅が建築協定及び景観協定の区域にある場合】

該当する区域に定められた建築物に関する事項に適合しない場合は、原則として認定できません。

### 5. 都市計画施設等の区域内における取扱い

以下の区域内においては、原則認定できません。（ただし、長期にわたる立地が想定されていることが各法の許可等により判明されている場合は、認定が可能となる場合があります。）

- 1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- 2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- 3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- 4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- 5) 住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

### 6. 自然災害による被害の発生区域内における取扱い

以下の区域内においては、原則認定できません。（ただし、宅地の安全を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合。 短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合。 知事が認定を受けて建築しようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合は、認定が可能となる場合があります。）

- 1) 地すべり防止区域
- 2) 急傾斜地崩壊危険区域
- 3) 土砂災害特別警戒区域